

中立的な助言の在り方に関わる新制度

政府の“新しい資本主義実現会議”により11月28日公表された資産所得倍増プランにおいて、7つある主要項目の3番目として“消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設”が提唱された。

その内容としては、令和6年中に新たに金融経済教育推進機構（仮称）を設置し、アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備やアドバイザー養成のための事業として、中立的なアドバイザーの認定や、これらのアドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行うというものだ。

この背景としては、金融行政のいうインベストメントチェーンの中で、個人の投資に関わる部分での顧客本位の業務運営原則（以下、FD原則）を一層強化していきたいことと、貯蓄から投資への流れを進めるための個人の金融リテラシー向上を進めることなどの政策意向がある。

まず、個人が適切な金融商品を選択するためには、金融商品の販売者・アドバイザー等による適切な勧誘・情報提供や助言が行われることが不可欠であるとして2017年3月にプリンシプル・ベースで導入されたFD原則について、その取組方針を公表しているのは、2022年7月末で第一種金融商品取引業者が50社（全307社中）、金融商品取引仲介業者が14者（全799者）、投資運用業者が76社（全420社）にとどまっている。また、同原則の強化の為に2021年に導入された重要情報シートの記載内容についても、金融審議会顧客本位タスクフォース（以下、FDタスクフォース）では実質的なコストや利益相反に関する情報提供を充実させるべきとの指摘がされている。

次に、個人への金融経済教育の課題として、FDタスクフォースで示されたのは①金融経済教育を受けたと認識している人は7%程度に過ぎず、その割合も横ばいで推移②金融知識に関して自信のある人は1割程度、長期投資や分散投資等のリスク抑制効果に関する認知度も4割程度③資産運用を行わない理由としては、4割の者が「資産運用

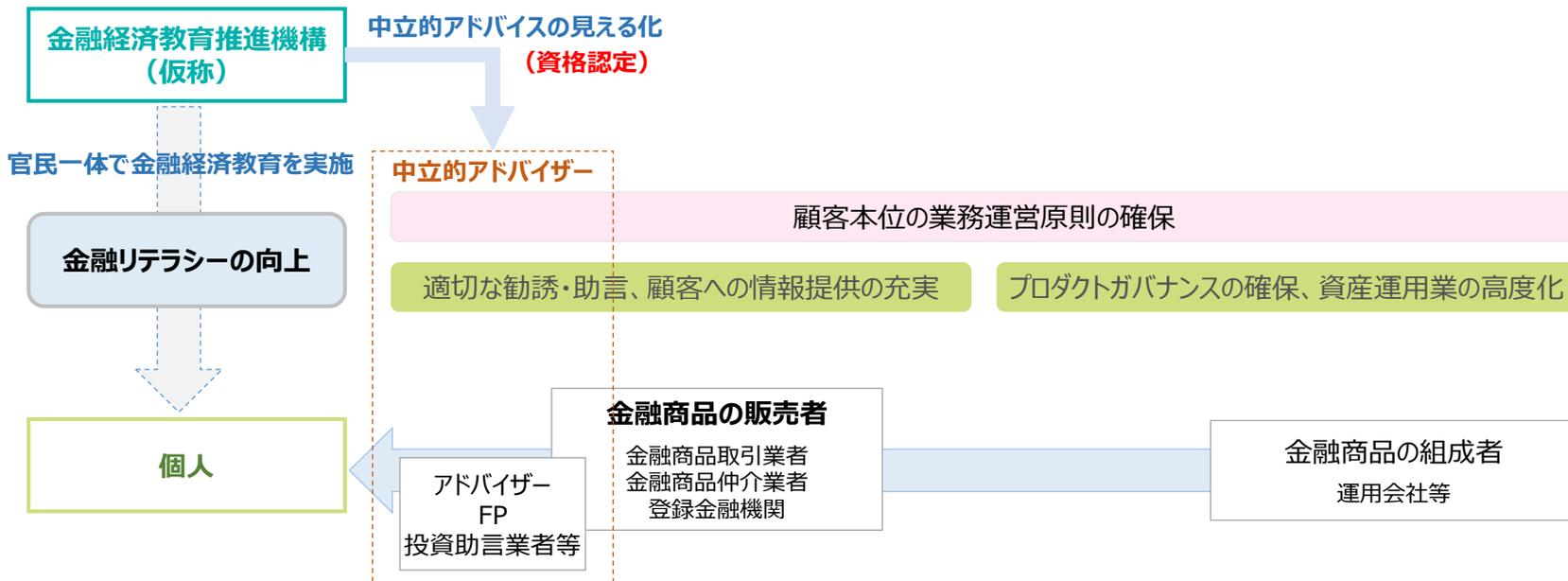
に関する知識がない」ことが理由④企業型DCにおいて継続的な教育を受けたものは1割程度に過ぎない⑤企業型DCの総資産の約45%は元本確保型商品で運用、などが上げられている。

つまり、金融行政の中で検討されている中立的アドバイザーとは、FD原則を徹底して顧客の為に適切な投資に係る助言を行うことと、合わせて顧客が不足している金融リテラシー向上の為に支援を行うことを想定しているが、その為にアドバイザーを認定していくような中立的常設組織が必要ではないかとしている。原型としているのは英国のMaPS（The Money and Pensions Service、2019年4月設立）といわれており、同制度は次の様な概要となっている。

- 「金融サービス法」に基づき、英国民に対して金融に関する情報、教育、アドバイスを提供する公的機関
- 債務アドバイス、金融取引・年金に関する情報提供、消費者保護に係る取組みなどについて、オンライン ウェブチャット等 や電話によって無料で助言が提供される
- 同制度のコストの一部は金融機関等への課金によって賄われ、上記助言サービスへの費用に充てられる

中立的なアドバイザーについては、現行では20万人いるファイナンシャル・アドバイザー（FP）に近い存在とみられているが、個人と金融商品の供給側双方からみて中立的であることが担保された上で、実際の個人の投資行動に繋がらなければならない。詳細の制度設計は、2023年に金融行政・各業界団体などで検討される予定だが、広く国民が利用するため、今後拡大されるN I S A や i D e C o を初めとする確定拠出年金制度（DC）での助言活動が期待されており、中立的アドバイザーの認定基準については緩和方向で検討が進みそうだ。

中立的アドバイザーと経済成長成果の家計還元に向けた総合的アプローチ



※金融審議会事務局資料より作成